

## 令和6年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業業務 プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年2月28日

労働雇用課長

### 1 業務の概要

(1) 業務名 令和6年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業

(2) 業務の目的

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」について、広告等を活用して県内の企業や県内企業への就職に興味のある学生等若年求職者への周知を促進する施策を行い、本制度を活用して奨学金返還支援制度を導入する企業と、県内企業に就職を希望する若者の増加を図る。

(3) 業務内容

「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関する周知を促進するため、本制度の認知を最大化し、制度について企業・学生等若年求職者に対してわかりやすく説明できるように、各種媒体に活用する広告デザインを制作するとともに、チラシ・ポスター等広報媒体制作、新聞等への広告掲載等を行い、県内企業や県内企業への就職を希望する学生等若年求職者に制度の周知を図る。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施体制

(ア) 運営体制

(イ) 類似事業の履行実績

イ 事業内容

(ア) 全体構成

(イ) 広告媒体の選定・デザイン・効果検証

(ウ) 実現可能性

ウ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 県内等

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和7年3月21日

(8) 費用の上限額 3,385,000円（消費税額及び地方消費税の額（100分の10）を含む。）

### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。

これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 3 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有していること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5)ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第 3 号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570(住所不要) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県産業労働部労働雇用課労働環境係(県庁 5 階) 担 当 前田 晶子 電 話 026-235-7118 (直通) メー ル rodokoyo@pref.nagano.lg.jp
--

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
  - ア 提出期限 令和 6 年 3 月 5 日(火)（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで、それ以外の場合は午後 5 時まで）
  - イ 提出先 3 (4) に同じ。(メールも同様)
  - ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部労働雇用課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又は

メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）ア）の3日前までに、書面により労働雇用課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

開催しない。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和6年3月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで）。

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 質問者に対してメール等により回答するほか、労働雇用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年3月12日（火）までに長野県公式ホームページで公表します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

自由様式とする。

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3(4)に同じ。
- イ 受付期間 令和6年3月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで)。
- ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和6年3月15日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで)
- イ 提出先 3(4)に同じ。
- ウ 提出部数 5部(原本1部 写し4部)
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別添「令和6年度「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業プロポーザル審査表」に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の選定に当たっては、「奨学金返還支援制度導入企業サポート事業」に関するPR事業公募型プロポーザル評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。
- イ 構成員により、提案項目ごとにA～Eの5段階により評価します。  
A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る  
評価点は各審査項目に対する配点に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数とします。
- ウ 構成員は、イの採点結果により参加者の優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- エ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、各構成員の評価点の合計が出席構成員数に60を乗じた値に満たない者は順位点の如何に関わらず選定しません。
- オ 5者以上の提出があった場合、書類による一次審査を行い、3者を選定します。この後、二次審査としてプレゼンテーション審査を実施します。二次審査の対象者は、カに記載の日程によりプレゼンテーション審査に出席いただきます。

カ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年3月19日(火)午後3時30分～ 県庁西庁舎108号会議室

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により労働雇用課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により労働雇用課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び審査結果集計表を長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ア (8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求められます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
  - (ア) 受付場所 3 (4) に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後 5 時までに）に、見積書（様式第 14 号）を指定された方法により労働雇用課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (3) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570(住所不要) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県産業労働部労働雇用課労働環境係(県庁5階) 担 当 前田 晶子 電 話 026-235-7118(直通) メー ル rodokoyo@pref.nagano.lg.jp
---

- (5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (6) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。